# 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 （平成三年通商産業省令第四十九号）

#### 第一条（輸出貿易管理令別表第一関係）

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置
* 三  
  重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもの
* 四  
  一キログラム以上の人造黒鉛であって、ほう素当量が全重量の一、〇〇〇、〇〇〇分の五未満で、かつ、二〇度の温度における見掛け比重が一・五〇を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
* 五  
  放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
* 六  
  リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
* 七  
  ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
* 八  
  周波数変換器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 九  
  ニッケルの粉であって、径の平均値が一〇マイクロメートル未満で、かつ、重量比による純度が九九パーセント以上のもの又はこれを用いて製造した多孔質金属
* 十  
  重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十の二  
  三酸化ウラン、六ふっ化ウラン、二酸化ウラン、四ふっ化ウラン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
* 十の三  
  二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふっ化プルトニウム、四ふっ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
* 十一  
  しごきスピニング加工機又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 十二  
  削除
* 十三  
  削除
* 十四  
  工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）
* 十五  
  削除
* 十六  
  削除
* 十七  
  測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）
* 十八  
  誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十九  
  アイソスタチックプレスであって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくは当該アイソスタチックプレスに用いることができるように設計した型
* 二十  
  ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置
* 二十一  
  振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十二  
  ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十三  
  ベリリウム若しくはベリリウム合金（ベリリウムの含有量が全重量の五〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
* 二十四  
  核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十五  
  ほう素、ほう素化合物若しくはほう素混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、ほう素一〇のほう素一〇及びほう素一一に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素から構成されるもの又はそのほう素を含むもの
* 二十六  
  核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十七  
  アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであって、次のいずれかに該当するもの
* 二十八  
  ハフニウム若しくはハフニウム合金（ハフニウムの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物（ハフニウムの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品
* 二十九  
  リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、リチウム六のリチウム六及びリチウム七に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたリチウムから構成されるもの又はそのリチウムを含むもの（熱ルミネセンス線量計に組み込まれたリチウム化合物又はリチウム混合物を除く。）
* 三十  
  タングステン、タングステンの炭化物又はタングステンの含有量が全重量の九〇パーセントを超える合金であって、質量が二〇キログラムを超え、かつ、内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの（おもり又はガンマ線のコリメータ用に設計されたものを除く。）
* 三十一  
  ジルコニウム若しくはジルコニウム合金（ジルコニウムの含有量が全重量の五〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物（ハフニウムの含有量がジルコニウムの含有量の五〇〇分の一未満のものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品（厚さが〇・一ミリメートル以下のはくを除く。）
* 三十二  
  ふっ素製造用の電解槽であって、製造能力が一時間当たり二五〇グラムを超えるもの
* 三十三  
  ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 三十四  
  遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの（第三条第十七号の三ロに該当するものを除く。）
* 三十五  
  フィラメントワインディング装置であって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル
* 三十六  
  ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
* 三十七  
  質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、二三〇における原子質量の差が二未満のイオンを区別することができる分解能のもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（ヘに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源
* 三十八  
  圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの
* 三十九  
  ソレノイドコイル形の超電導電磁石であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの（医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。）
* 四十  
  真空ポンプであって、吸気口の内径が三八センチメートル以上のもののうち、排気速度が一秒当たり一五、〇〇〇リットル以上で、かつ、到達圧力が一三・三ミリパスカル未満のもの
* 四十の二  
  スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであって、ベローズシールを用いたもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの
* 四十一  
  直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 四十二  
  電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置であって、次のいずれかに該当するもの（電子顕微鏡の部分品又は医療用装置を除く。）
* 四十三  
  発射体の速度の最大値を一秒につき一・五キロメートル以上にすることができる衝撃試験機
* 四十四  
  高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 四十五  
  流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの
* 四十六  
  三個以上の電極を有する冷陰極管であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの
* 四十七  
  トリガー火花間げきであって、陽極遅延時間が一五マイクロ秒以下のもののうち、せん頭電流が五〇〇アンペア以上のもの
* 四十八  
  スイッチングを行う機能を有する組立品であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの
* 四十九  
  パルス用コンデンサであって、次のいずれかに該当するもの
* 五十  
  パルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 五十一  
  雷管の部分品であって、次の全てに該当するもの
* 五十二  
  光電子増倍管であって、光電陰極の面積が二〇平方センチメートルを超えるもののうち、陽極パルス立上がり時間が一ナノ秒未満のもの
* 五十三  
  トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 五十四  
  放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーターであって、厚さ〇・六メートル以上の放射線を遮へいする壁を隔てて操作することができるもの
* 五十五  
  放射線を遮へいするように設計した窓であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその窓枠
* 五十六  
  放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズであって、全吸収線量がシリコン換算で五〇、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるもの
* 五十七  
  トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が一、〇〇〇分の一を超えるもの（装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が一、四八〇ギガベクレル未満のものを除く。）
* 五十八  
  トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 五十九  
  重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの
* 六十  
  ヘリウム三の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム（容器又は装置に密封されたヘリウム三であって、その重量が一グラム未満のものを除く。）
* 六十一  
  レニウム、レニウムの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金又はレニウム及びタングステンの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金であって、質量が二〇キログラムを超え、かつ、内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの
* 六十二  
  防爆構造の容器であって、爆発物又は爆発装置の試験に用いるために設計されたもののうち、次のイ及びロに該当するもの

#### 第二条

輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
* 二  
  軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（イからトまでに該当する物質を含む混合物にあっては、イからハまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一パーセントを超えるもの又はニからトまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）
* 三  
  軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（ヘからヤまでに該当する物質を含む混合物にあっては、ヘからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

##### ２

輸出令別表第一の三の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  反応器であって、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 二  
  貯蔵容器であって、容量が〇・一立方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 三  
  熱交換器若しくは凝縮器であって、伝熱面積が〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの又はこれらの部分品として設計されたチューブ、プレート、コイル若しくはブロックのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 四  
  蒸留塔若しくは吸収塔であって、塔の内径が〇・一メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器のうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 五  
  充てん用の機械であって、遠隔操作が可能であり、かつ、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 六  
  かくはん機であって、第一号に該当するものに用いられるもの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 七  
  弁又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 八  
  内容物の漏れを検知する装置の取付口が設けられている多重管であって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 九  
  二重以上のシールで軸封をしたポンプ若しくはシールレスポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの若しくは真空ポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき五立方メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
* 十  
  焼却装置であって、使用中における燃焼室の平均温度が一、〇〇〇度を超えるもののうち、焼却する物質を供給する部分について内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、又は被覆されたもの
* 十一  
  空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十二  
  前号に掲げるものの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

##### ３

輸出令別表第一の三の項（三）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  前項第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの
* 二  
  前項第二号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

#### 第二条の二

輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  ウイルス（ワクチンを除く。）であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄てい  
  疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ五又はＨ七のＨ抗原を有するものに限る。）、ＳＡＲＳコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻すう  
  獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡そう  
  ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―１、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス
* 二  
  細菌（ワクチンを除く。）であって、アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネッティイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽そ  
  菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型Ｏ二六、Ｏ四五、Ｏ一〇三、Ｏ一〇四、Ｏ一一一、Ｏ一二一、Ｏ一四五及びＯ一五七）、発疹しん  
  チフスリケッチア、バラチ菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、鼻疽そ  
  菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌Ｆ三八株、野兎と  
  病菌又は類鼻疽そ  
  菌
* 三  
  毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ１、ベータ２、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、ＨＴ―２トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシスシルペノール、Ｔ―２トキシン、テトロドトキシン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン
* 四  
  前号に該当するもののサブユニット
* 五  
  細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、シンキトリウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス、マグナポルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース三及び次亜種二
* 六  
  遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。）であって次のいずれかを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。）であって次のいずれかの塩基配列を有するもの

##### ２

輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの
* 四  
  クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）
* 四の二  
  前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であって、有効ろ過面積が〇・二平方メートル以上のもの
* 五  
  凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの
* 五の二  
  噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
* 六  
  物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 八  
  噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 九  
  核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの

#### 第三条

輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  ロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
* 一の二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
* 一の三  
  エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で二〇リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）
* 二  
  次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
* 三  
  推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
* 四  
  多段ロケットの切離し装置又は段間継手（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
* 五  
  しごきスピニング加工機であって、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に用いられる推進装置又はその部分品を製造することができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品
* 六  
  推進薬の制御装置に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービンであって、次のイ及びロに該当するもののうち、ハ、ニ又はホのいずれかに該当するもの
* 六の二  
  推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本産業規格Ｂ一五一四―一号で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの
* 七  
  推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
* 八  
  次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品（次号から第十号の二までのいずれかに該当するものを除く。）
* 九  
  バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であって、次のイからニまでの全てに該当するもの又はその部分品
* 九の二  
  連続式の混合機（液体用のものを除く。）であって、次のイからハまでの全てに該当するもの又はその部分品
* 十  
  第七号若しくは第八号ロからヘまでのいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができるジェットミル又はその部分品
* 十の二  
  第七号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末（噴霧粉、球形粉又は回転楕円体粉に限る。）の製造用の装置又はその部分品
* 十一  
  複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品
* 十二  
  ノズルであって、原料ガスの熱分解（一、三〇〇度以上二、九〇〇度以下の温度範囲において、かつ、一三〇パスカル以上二〇、〇〇〇パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるためのもの
* 十三  
  ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置
* 十四  
  アイソスタチックプレスであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置
* 十五  
  炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉であって、化学的気相成長用のもの又はその制御装置
* 十六  
  構造材料であって、次のいずれかに該当するもの
* 十七  
  加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであって、次のいずれかに該当するもの（ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
* 十七の二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した統合された航法システムであって、平均誤差半径が二〇〇メートル以下の精度のもの
* 十七の三  
  加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 十八  
  五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した飛行制御装置又は姿勢制御装置
* 十八の二  
  前号に掲げるものに使用するように設計したサーボ弁であって、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下の全域において加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの
* 十八の三  
  前二号に掲げるものの試験装置、校正装置又は心合わせ装置
* 十九  
  アビオニクス装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十九の二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計した熱電池であって、電解質として固体の非導電無機塩類を含むもの
* 二十  
  航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計であって、精度が〇・七ミリガル以下のもののうち、測定所要時間が二分以内のもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
* 二十の二  
  航空機搭載用若しくは船舶搭載用の重力勾配計（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
* 二十一  
  ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した無線遠隔測定装置又は無線遠隔制御装置（地上装置を含む。）であって、次のいずれにも該当しないもの
* 二十二の二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十三  
  五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十四  
  アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十五  
  振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十五の二  
  五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第二号イに該当する貨物（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物を設計するためのハイブリッド電子計算機（第十六条第一項第十一号に該当するプログラムを有するものに限る。）
* 二十六  
  電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であって、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機若しくは第二号に該当する貨物に使用することができるもの又はこれらの試験装置
* 二十七  
  集積回路、探知装置又はレードーム（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

#### 第四条

輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  ふっ素化合物の製品であって、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に使用するように設計したもののうち、第十四号ロ又はハに該当するふっ素化合物の含有量が全重量の五〇パーセントを超えるシール、ガスケット、シーラント又は燃料貯蔵袋
* 二  
  繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  芳香族ポリイミド（熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用による重合化又は架橋が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶融することのないものに限る。）の製品（フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの（銅で被覆又はラミネートされたものであって、電子回路のプリント基板用のものを除く。）
* 四  
  第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品（第三条第十一号に該当するものを除く。）
* 五  
  合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの
* 六  
  チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具（型を含む。）であって、次のいずれかに該当するものを製造するように設計したもの
* 七  
  合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）
* 八  
  金属性磁性材料であって、次のいずれかに該当するもの
* 九  
  ウランチタン合金又はタングステン合金であって、そのマトリックスが鉄、ニッケル又は銅のもののうち、次のイからニまでのすべてに該当するもの
* 十  
  超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）
* 十一  
  潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次のいずれかに該当するもの
* 十二  
  セラミック粉末、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの
* 十三  
  重合化することができる非ふっ素化化合物又は非ふっ素化重合体であって、次のいずれかに該当するもの
* 十四  
  ふっ素化合物であって、次のいずれかに該当するもの
* 十五  
  繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであって、次のいずれかに該当するもの
* 十六  
  粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素であって、ほう素の重量比による純度が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン

#### 第五条

輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  軸受又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（ヘに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）
* 三  
  工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、深穴ボール盤若しくは旋削をすることができるもの（深穴あけをすることができるものに限る。）で、深さが五、〇〇〇ミリメートルを超える穴をあけることができるもの
* 四  
  数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であって、選択的に材料を除去することにより非球形な光学的表面に加工することができるもののうち、次のイからニまでの全てに該当するもの
* 五  
  日本産業規格Ｚ二二四五号（ロックウェル硬さ試験方法）で定める測定方法によりＣスケールで測定したロックウェル硬さが四〇以上である平歯車、はすば歯車又はやまば歯車を仕上げ加工するよう設計した数値制御を行うことができる工作機械であって、次のイからハまでの全てに該当するものを加工することができるもの
* 六  
  アイソスタチックプレスであって、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品若しくは附属品
* 七  
  別表第三の第二欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング装置であって、同表の第三欄に掲げる基材に対して同表の第四欄に掲げるコーティングを行うもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその自動操作のために特に設計した部分品
* 八  
  測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）
* 九  
  ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター
* 十  
  複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであって、工作機械用に設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
* 十一  
  絞りスピニング加工機であって、次のイ、ロ及びハの全てに該当するもの

#### 第六条

輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置であって、次のいずれかに該当するもの（特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものを除く。）又はその部分品
* 四  
  超電導材料を用いた装置のうち、超電導材料を用いた部品を有する電子素子又は電子回路であって、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するもの
* 五  
  セル（バッテリー（シングルセルバッテリーを含む。）に組み込まれているものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 六  
  高電圧用のコンデンサであって、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  一秒を要しないで磁界を完全に形成させ、又は消失させるように設計した超電導電磁石（ソレノイドコイル形のものを含む。）であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの
* 七の二  
  太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル又は太陽光アレーであって、宇宙用に設計したもののうち、エア・マス・ゼロで一、三六七ワット毎平方メートルの照射を受けたときの最小平均変換効率が、二八度の動作温度において二〇パーセントを超えるもの
* 八  
  回転入力型のアブソリュートエンコーダであって、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの及び当該エンコーダ用に設計されたリング、ディスク又はスケール
* 八の二  
  パルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュールであって、電気的に若しくは光学的に制御された切換え方法又は電子の放射を制御された切換え方法を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの（民生用の鉄道車両又は航空機に使用するように設計された装置に組み込まれたものを除く。）
* 八の三  
  電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュールであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの（民生用の自動車、鉄道車両又は航空機に使用するように設計された装置に組み込まれたものを除く。）
* 八の四  
  アナログ信号用に設計した光の強度、振幅又は位相を操作する電気光学効果を利用する光変調器であって、次のいずれかに該当するもの（光入出力コネクタを有するものを含む。）
* 九  
  サンプリングオシロスコープであって、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、いずれかのチャネルの入力三デシベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上の場合において、そのチャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの
* 十  
  アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）
* 十一  
  デジタル方式の記録装置であって、次のイ及びロに該当するもの
* 十二  
  スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの
* 十三  
  信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逓倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）
* 十四  
  ネットワークアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの
* 十五  
  マイクロ波用試験受信機であって、次のイ及びロに該当するもの
* 十六  
  原子周波数標準器であって、次のいずれかに該当するもの
* 十六の二  
  スプレー冷却方式の熱制御装置であって、密閉された装置の中で冷媒の循環利用ができるもののうち、電気部品に絶縁冷媒を吹き付けて部品の温度を一定の範囲に収めるために特に設計した噴霧ノズルを有するもの又はそのために特に設計した部分品
* 十七  
  半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品
* 十七の二  
  マスクの製造に用いられる基材であって、モリブデン及びシリコンからなる多層膜の反射構造を有するマスクブランクのうち、次のイ及びロに該当するもの
* 十八  
  基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（ニに該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のＰ型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該Ｐ型エピタキシャル層がＮ型層に挟まれていないものを除く。）
* 十九  
  レジストであって、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板
* 二十  
  有機金属化合物又は有機化合物であって、次のいずれかに該当するもの
* 二十一  
  燐りん  
  、砒ひ  
  素又はアンチモンの水素化物であって、純度が九九・九九九パーセントを超えるもの（二〇モルパーセント以上の不活性ガス又は水素を含んだものを除く。）
* 二十二  
  炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの
* 二十三  
  多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの
* 二十四  
  前二号のいずれかに該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

#### 第七条

輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  電子計算機若しくはその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
* 二  
  削除
* 三  
  デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）
* 四  
  電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品
* 五  
  電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの

#### 第八条

輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  削除
* 四  
  通信用の光ファイバーであって、長さが五〇〇メートルを超えるもののうち、引張強さが二ギガニュートン毎平方メートル以上のもの
* 五  
  電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナであって、次のイからニまでのいずれかで使用することができるように設計したもの（国際民間航空機関の標準に準拠したマイクロ波着陸システム（ＭＬＳ）用のもの及びホからトまでのいずれかに該当するもののために特に設計したものを除く。）
* 五の二  
  動作周波数が三〇メガヘルツを超える監視用の方向探知機であって、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品
* 五の三  
  無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
* 五の四  
  電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であって、非レーダー発信機により周囲に発信された無線周波数放射の反射を測定することにより移動している目標物を探知し、及び追跡するように設計したもの
* 五の五  
  インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品であって、次のイ及びロに該当するもの（マーケティング活動、ネットワークのサービス品質管理又は利用者の体感品質管理のために設計された装置を除く。）
* 六  
  第二号イ（二）、第十四条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
* 七  
  前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品
* 八  
  削除
* 八の二  
  次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）
* 九  
  暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）２、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）
* 十  
  暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の情報システムのセキュリティ管理機能を実現する装置又は部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 十一  
  暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの
* 十二  
  第九号から前号までのいずれかに該当する貨物若しくは本号に該当する測定装置の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号又は第九号の二のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

#### 第九条

輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  船舶用の対地速力の測定装置（音波を利用したものに限る。）であって、次のイ又はロのいずれかに該当するもの（水上船に取り付けるように特に設計したもの又は次のハに掲げるものを除く。）
* 三  
  光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 四  
  リモートセンシング用に設計したモノスペクトルイメージセンサー又はマルチスペクトルイメージセンサーであって、次のいずれかに該当するもの
* 五  
  光検出器を用いた装置であって、直視型のもののうち、次のいずれかに該当するもの（医療用装置であって、主材料に砒ひ  
  化ガリウム又は砒ひ  
  化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。）
* 六  
  光検出器用の冷却器であって、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  センサー用の光ファイバーであって、音響、温度、加速度、電磁気又は放射線の測定用のもの
* 七の二  
  第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路（民生用の自動車のために特に設計したものを除く。）
* 八  
  電子式のカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 九  
  光学器械又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 九の二  
  非球面光学素子であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの
* 九の三  
  波面測定装置であって、次のイ及びロに該当するもの
* 十  
  レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十の二  
  レーザー光を利用して音声を探知する装置であって、次のイからホまでの全てに該当するもの
* 十一  
  磁力計、磁場勾こう  
  配計（医療用に設計したものを除く。）若しくは水中電場センサー（漁業用を除く。）若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 十一の二  
  水中において磁場又は電場を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十二  
  重力計であって、次のいずれかに該当するもの又は重力勾こう  
  配計
* 十三  
  レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）
* 十三の二  
  第三号イ（二）又は（三）のいずれかに該当する光センサーの製造用に特別に設計されたマスク又はレチクル
* 十四  
  光学の測定装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十五  
  地上用の重力計（静止状態において重力を測定する場合の精度が〇・一ミリガル未満のものに限る。）の製造用の装置又は校正装置
* 十六  
  光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶であって、次のいずれかに該当するもの

#### 第十条

輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
* 二  
  ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
* 三  
  慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置（姿勢方位基準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置及び慣性基準装置を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）
* 四  
  ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 五  
  衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
* 六  
  航空機用の高度計であって、四・四ギガヘルツを超える周波数又は四・二ギガヘルツより低い周波数で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  水中ソナー航法装置であって、船首センサーを組み込み、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品
* 八  
  第一号から第七号までのいずれかに該当するものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置
* 九  
  リングレーザージャイロの鏡面の特性確認のために設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの

#### 第十一条

輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  有人式であり、かつ、繋けい  
  索式の潜水艇であって、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
* 一の二  
  無人式の潜水艇であって、次の全てに該当するもの
* 二  
  二五〇メートルを超える水深にある物体を回収するための装置であって、五メガニュートンを超える揚荷能力を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  削除
* 四  
  潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 五  
  水中用の照明装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 六  
  水中用のロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  潜水艇とともに使用することができるように設計した遠隔操作のマニピュレーター（関節を有するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 八  
  大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 九  
  削除
* 十  
  船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 十一  
  推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であって、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、〇ヘルツ超五〇〇ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が一〇〇デシベル未満のもの
* 十二  
  浮力材であって、次のイ及びロに該当するもの
* 十三  
  閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具
* 十四  
  音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であって、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

#### 第十二条

輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品
* 三  
  ガスタービンエンジンの組立品又はその部分品であって、第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように設計したもの
* 四  
  宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 四の二  
  航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの
* 四の三  
  宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視に使用するように設計したものに限る。）
* 五  
  次号に該当するものを内蔵する液体ロケット推進装置
* 六  
  液体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  固体ロケット推進装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 八  
  固体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 九  
  ハイブリッドロケット推進装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 十  
  打上げ用の飛しょう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しょう体の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
* 十の二  
  無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であって、次のイ又はロに該当するもの
* 十一  
  次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）
* 十二  
  実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であって、次のイ及びロに該当するもの
* 十三  
  チップにおける周速が三三五メートル毎秒を超えるものであって、五〇〇度を超える温度において運転できるように設計したガスタービンエンジンのブラシシールの製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品
* 十四  
  金属間化合物、超合金又はチタンからなるガスタービンエンジンの翼部とディスク部を固相接合するための工具
* 十五  
  次のいずれかに該当する風洞又は装置とともに使用するように設計したものであって、実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置
* 十六  
  音響振動試験装置であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその石英加熱器
* 十七  
  非破壊検査技術を用いてロケットモータを検査するための装置
* 十八  
  よどみ点における温度が五六〇度を超える流れの壁面摩擦を直接計測することができるように設計した変換器
* 十九  
  ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品であって粉末冶や  
  金によって製造されるもののうち極限引張強さの六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の温度で使用することができるものを製造するための工具（粉体を製造するための工具を除く。）
* 二十  
  第十号の二に該当するものの製造用の装置

#### 第十三条

輸出令別表第一の一四の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  粒子が球形で、かつ、その径が六〇マイクロメートル以下のアルミニウムの粉であって、アルミニウムの純度が九九パーセント以上のものからなるもの
* 二  
  粒子の径が三マイクロメートル以下の鉄（水素で酸化鉄を還元する方法を用いて製造したものに限る。）の粉であって、鉄の純度が九九パーセント以上のものからなるもの

##### ２

輸出令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  火薬又は爆薬の主成分となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）
* 二  
  火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）

##### ３

輸出令別表第一の一四の項（三）の経済産業省令で定める仕様のものは、出力が三七・三キロワット以上のディーゼルエンジンであって、非磁性材料で構成されている部分の重量が全重量の七五パーセント以上のもの又はその部分品とする。

##### ４

輸出令別表第一の一四の項（五）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  閉鎖回路式自給式潜水用具又はその部分品
* 二  
  半閉鎖回路式自給式潜水用具又はその部分品
* 三  
  自給式潜水用具の部分品であって、開放回路式自給式潜水用具を閉鎖回路式自給式潜水用具又は半閉鎖回路式自給式潜水用具に変換するために使用するように設計したもの

##### ５

輸出令別表第一の一四の項（七）の経済産業省令で定める仕様のものは、ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。以下この項において同じ。）若しくはロボット用の制御装置若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（ロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。）とする。

* 一  
  引火点が五六六度を超える圧力油を使用することができるように設計したもの
* 二  
  電磁パルスによる影響を防止するように設計したもの

##### ６

輸出令別表第一の一四の項（九）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  ブロモベンジルシアニド
* 二  
  クロロベンザルマロノニトリル
* 三  
  クロロアセトフェノン
* 四  
  ジベンズ―（ｂ・ｆ）―一・四―オキサゼビン
* 五  
  Ｎ―ノナノイルモルホリン
* 六  
  ジフェニルクロロアルシン
* 七  
  ジフェニルアミンクロロアルシン（アダムサイト）
* 八  
  ジフェニルシアノアルシン
* 九  
  前各号のいずれかに該当する物質の散布、防護、探知若しくは識別のための装置又はその部分品

##### ７

輸出令別表第一の一四の項（十）の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

* 一  
  遠隔操作が可能な車両であるもの
* 二  
  投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの

##### ８

爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であって、表面弾性波の測定、イオン移動度分光分析、微分型移動度分析又は質量分析のいずれかの方法によって爆発物の痕跡を探知するもの（濃度一ピーピーエム未満の蒸気又は質量一ミリグラム未満の固体若しくは液体の探知が可能なものに限り、専ら実験用機器として利用することを目的として設計したもの又は歩行して当該装置を通過する対象が当該装置に接触することなく爆発物を探知するように設計したものを除く。）

#### 第十四条

輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第四条第十五号ハ又はニに該当する繊維を用いて製造した成型品（半製品を含む。）であって、有機物をマトリックスとするもの
* 二  
  電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  あらかじめ分離されたネプツニウム二三七であって、重量が一グラムを超えるもの
* 四  
  削除
* 五  
  チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
* 五の二  
  簡易爆発装置を妨害する装置又はその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
* 六  
  音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの
* 七  
  宇宙用に設計した固体の光検出器であって、一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
* 八  
  パルスレーダー断面積計測装置であって、送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のもの又はその部分品
* 九  
  繋けい  
  索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの
* 十  
  排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの
* 十一  
  ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品

#### 第十五条（外国為替令別表関係）

外国為替令（以下「外為令」という。）別表の二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第一条第一号から第五号まで、第六号（核燃料物質の成型加工用の装置に限る。）、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術
* 二  
  第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロからヘまで、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ（一）若しくは（三）、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術
* 三  
  第一条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術（数値制御コードを生成するパートプログラム作成用のプログラムであって、種々の部品を加工するために装置を直接使用することができないものを除く。）
* 四  
  第一条第八号ロ、第九号、第十号ロ、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十二号まで、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術
* 五  
  第一条第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第二十五号、第二十九号、第五十三号又は第五十九号のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 六  
  周波数変換器（第一条第八号ロに該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号ロに該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード
* 七  
  第一条第八号ロに該当する周波数変換器の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム
* 八  
  高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（第一条第四十四号に該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード
* 九  
  高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（第一条第四十四号に該当するものに限る。）の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

##### ２

外為令別表の二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、工作機械のための数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち、輪郭制御をすることができる軸数が五以上の数値制御を可能にするために必要な技術とする。

#### 第十五条の二

外為令別表の三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条第二項又は第三項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

#### 第十五条の三

外為令別表の三の二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条の二第二項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

#### 第十六条

外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

* 一  
  五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは第三条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ（二）若しくは（三）のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 一の二  
  第三条第二号ロ（四）から（六）までのいずれかに該当する貨物を操作、保守若しくは点検するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 二  
  五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットを使用するために設計したプログラムであって、二つ以上の貨物（第三条第二号イ又はロに該当するものに限る。）の機能を調整することができるもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第三条第二号イに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 四  
  五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 五  
  第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト、チ若しくはヌ、第四号から第六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第二十二号、第二十二号の二若しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 五の二  
  第三条第十一号に該当する貨物を操作、保守若しくは点検のために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 六  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるものを除く。）又は第三条第三号から第六号まで若しくは第七号から第二十七号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 七  
  第三条第三号ロ、ハ、ホ若しくはヘ若しくは第四号に該当する貨物を設計するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 八  
  第三条第八号から第十号の二までのいずれかに該当する貨物の操作、保守又は点検のために設計したプログラム
* 九  
  第三条第十三号から第十五号まで若しくは第二十六号のいずれかに該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 十  
  第三条第十七号イ若しくはヘ若しくは第十七号の二に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 十一  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第三条第二号イに該当する貨物若しくは同号ロに該当する貨物を設計するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 十二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機を使用するために設計したプログラム（無人航空機を使用するために設計したプログラムにあっては、有人航空機を無人航空機として運用するために設計又は改造したものを含む。）であって、二つ以上の貨物（第三条第二号イ又はロに該当するものに限る。）の機能を調整することができるもの（第二号に該当するものを除く。）

##### ２

外為令別表の四の項（二）の経済産業省令で定める技術は、ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であって、電磁パルス又は電磁障害の影響を防止するためのもの（プログラムを除く。）とする。

##### ３

外為令別表の四の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機の飛行中の空力性能を最適化するために、機体、推進装置及び揚力制御面を統合するための技術（プログラムを除く。）
* 二  
  ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの軌道を最適化するために、飛行制御、誘導又は推進に係るデータを飛行管理装置に統合するための技術（プログラムを除く。）
* 三  
  飛行時に記録されたデータを処理して飛行時の全経路にわたる機体の位置決定を可能にするプログラム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

##### ４

外為令別表の四の項（四）の経済産業省令で定める技術は、オートクレーブの使用に係る技術であって、オートクレーブ内部の環境を規定するためのデータ又は手順（第三条第十六号に該当する貨物を使用するためのものに限る。）とする。

##### ５

外為令別表の四の項（五）の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解（一、三〇〇度以上二、九〇〇度以下の温度範囲において、かつ、一三〇パスカル以上二〇、〇〇〇パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。

#### 第十七条

外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第四条第四号から第六号までのいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 二  
  第四条第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の五の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第四条第四号から第六号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
* 二  
  第四条第二号若しくは第十二号ハ若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものの使用（修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

##### ３

外為令別表の五の項（三）の経済産業省令で定める技術は、セラミック粉末又はセラミック（複合型のものを除く。）であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

* 一  
  セラミック粉末であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
* 二  
  前号の物質からなるセラミック（研磨材を除く。）

##### ４

外為令別表の五の項（四）の経済産業省令で定める技術は、ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

##### ５

外為令別表の五の項（五）の経済産業省令で定める技術は、ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

##### ６

外為令別表の五の項（七）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第四条第十二号ハ若しくはニ若しくは第十五号ハ若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものを設計するためのプログラム
* 二  
  有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム（前号に該当するものを除く。）

##### ７

外為令別表の五の項（八）の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波の吸収材又は導電性高分子の使用（据付、保守又は修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

#### 第十八条

外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  前号に掲げるもののほか、第五条に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  前号に掲げるもののほか、第五条に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の六の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第五条第一号ハ、第二号、第三号又は第五号から第十一号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
* 二  
  第五条第四号に該当するものを操作するために設計又は改造したプログラムであって、工作物を任意の形状に加工するために光学設計、工作物の寸法及び材料除去機能を数値制御コマンドに変換するもの
* 三  
  前二号に掲げるプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ３

外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  削除
* 三  
  削除
* 四  
  意思決定を支援するエキスパートシステムを数値制御装置に組み込むためのプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）
* 五  
  別表第三の第二欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング技術であって、同表の第三欄に掲げる基材に対して行う同表の第四欄に掲げるコーティングに係るもの（プログラムを除く。）

##### ４

外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）
* 二  
  金属の加工を行うためのデータであって、次のいずれかに該当するもの

##### ５

外為令別表の六の項（五）の経済産業省令で定める技術は、航空機材の製造用の液圧式引張成形機（その型を含む。）の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

#### 第十九条

外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第六条第二号ハ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくはニ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくは４又は第十六号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第六条に該当するもの（同条第二号ハ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくはニ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくは４又は第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの
* 三  
  第六条第十六号ロに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 四  
  第六条第十六号の二に該当するものを設計するために設計したプログラム
* 五  
  第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

##### ２

外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

##### ３

外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコンピューテーショナル・リソグラフィ・プログラム
* 二  
  絶縁体が二酸化けい素からなる集積回路の基板であって、シリコンオンインシュレータ構造を有するものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）
* 三  
  マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのコアであって、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が三二以上のもののうち、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  電磁パルス又は静電放電による中断から一ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム
* 五  
  直径三〇〇ミリメートルのシリコンウエハーの外周の除外領域を二ミリメートル以下としたウエハーの表面に対するスライス、研削及び研磨の技術のうち、長さ二六ミリメートル、幅八ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が二〇ナノメートル以下を達成するために必要な技術（プログラムを除く。）

##### ４

外為令別表の七の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超電導材料を用いた電子素子の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

##### ５

外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  削除
* 二  
  真空マイクロエレクトロニクス装置の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）
* 三  
  ヘテロ接合の半導体素子（動作周波数が三一・八ギガヘルツ未満の高電子移動度トランジスタ又はヘテロ接合バイポーラトランジスタを除く。）の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）
* 四  
  電子機器の部分品として用いる基板であって、ダイヤモンドからなる薄膜又は炭化けい素を用いたものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）
* 五  
  動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイス（クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。）の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

#### 第二十条

外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

* 一  
  第七条第一号ロ又は同条第三号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  前号に掲げるもののほか、第七条各号に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第七条第一号ロ若しくは同条第三号ロに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  前号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 五  
  第三号に掲げるもののほか、第七条各号に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 六  
  第七条に該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

* 一  
  次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  前号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 五  
  デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 六  
  侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム（プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであって、これを受け取るシステムの所有者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するもののうち、更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに変更しないように設計したものを除く。）又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 七  
  侵入プログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

#### 第二十一条

外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第八条第二号イ（二）に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラム及び前号に該当するものを除く。）
* 二の二  
  第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（同条第十一号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（同条第十一号ロに該当するものを除く。）の使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）
* 五  
  第八条第二号イ（二）に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 六  
  第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 七  
  第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 七の二  
  第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム
* 八  
  第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
* 八の二  
  第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
* 八の三  
  第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム
* 九  
  プログラムであって、第八条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）
* 九の二  
  プログラムであって、第八条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）
* 十  
  削除
* 十一  
  第五号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 十一の二  
  第五号のプログラムの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）
* 十二  
  第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 十二の二  
  第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 十三  
  第六号又は第八号のプログラムの設計、製造又は使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）
* 十四  
  削除
* 十五  
  削除
* 十六  
  第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの
* 十七  
  第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

##### ２

外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  削除
* 二  
  第八条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第八号の二のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラム
* 三  
  削除
* 三の二  
  伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  削除
* 五  
  人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 六  
  レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ、大気圏外又は水中との通信を行うことができるものの設計又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
* 七  
  削除
* 八  
  削除
* 九  
  削除
* 十  
  削除
* 十一  
  プログラムの交換により、マルチバンド、マルチチャンネル、マルチモード、マルチコーディングアルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能となるように、その信号受信機能が変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）
* 十二  
  削除
* 十三  
  削除
* 十四  
  伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）であって、スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）の設計に係るもの
* 十五  
  法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）
* 十六  
  第十五号のプログラムの設計、製造又は使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ３

外為令別表の九の項（三）の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路増幅器であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

* 一  
  動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
* 二  
  動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が三・〇ワット（三四・七七ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの
* 四  
  動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇ディービーエム）を超えるもの
* 五  
  動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一・〇ワット（三〇ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの
* 六  
  動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの
* 七  
  動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一〇ミリワット（一〇ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの
* 八  
  動作周波数が九〇ギガヘルツを超えるものであって、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇ディービーエム）を超えるもの

##### ４

外為令別表の九の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超電導材料を用いた通信装置であって、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

* 一  
  超電導ゲートを有するデジタル回路用の電流スイッチングの機能を有するものであって、ゲート当たりの遅延時間にゲート当たりの電力消費を乗じて得た値が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一ミリジュール未満のもの
* 二  
  周波数を分離する機能を有するものであって、キュー値が一〇、〇〇〇を超える共振回路を有するもの

#### 第二十二条

外為令別表の一〇の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第九条に該当するものの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第九条第一号イ（二）、（六）若しくはロ（三）、第三号イ、ロ若しくはホ、第四号、第五号イ、第八号イ（一）１、（二）１若しくは（三）、第九号ハ若しくはニ、第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ、第十一号の二イ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第九条に該当するもの（前号に該当するものを除く。）の製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  第九条第九号ハ若しくはニ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 五  
  第九条第九号から第十号の二まで又は第十三号に該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 六  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 七  
  第九条第三号ニ（一）２又はホ（二）に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために設計又は改造したプログラムであって、当該カメラのフレーム速度の制限を取り外し、かつ、最大フレーム速度が九ヘルツを超えるように設計又は改造したもの

##### ２

外為令別表の一〇の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第九条第四号若しくは第十三号又は第十四条第八号に該当するものを使用するために設計したプログラム
* 二  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  プログラムであって、次のいずれかに該当するもの
* 四  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ３

外為令別表の一〇の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  光学的被膜であって、直径又は長軸の長さが五〇〇ミリメートル以上で、かつ、吸収及び散乱による損失が〇・〇〇五未満のもののうち、光学的被膜の厚さに係る均一度が九九・五パーセント以上のものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削に係る技術（プログラムを除く。）であって、面積が〇・五平方メートルを超える曲面を、面精度の二乗平均平方根が一〇ナノメートル未満となるように仕上げるためのもの
* 三  
  直径又は長軸の長さが一メートル以上の複数の反射鏡からなる反射鏡システムの角度と位相を維持するために設計したプログラム

##### ４

外為令別表の一〇の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超高出力レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

##### ５

外為令別表の一〇の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  次のイ及びロに該当するレードームを製造するためのプログラム
* 二  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ６

外為令別表の一〇の項（七）の経済産業省令で定める技術は、超高出力レーザー発振器が出力したレーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

#### 第二十三条

外為令別表の一一の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第十条に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第十条に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 三  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の一一の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  姿勢方位基準装置（ジンバル方式のものを除く。）、慣性航法装置その他の慣性装置を使用（操作又は保守（点検）に係るものに限る。）するためのプログラム（ソースコードのものに限る。）又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第十条の第一号から第四号までのいずれかに該当するものの使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第二十七条第三項から第五項までのいずれかに該当するプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）
* 四  
  衛星航法システムのレンジングコード（民生用を除く。）を解読するために設計されたプログラム

##### ３

外為令別表の一一の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  次のいずれかに該当するもののためのプログラム（ソースコードのものに限る。）であって、第二号イからニまで又は第三号イからニまで、ト若しくはチのいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）を用いたもの
* 二  
  次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）
* 三  
  アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの
* 四  
  ヘリコプター用の装置であって、次のいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）又はイ若しくはロに該当するもののために設計したＣＡＤプログラム
* 五  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

#### 第二十四条

外為令別表の一二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第十一条第一号の二、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号ヘ若しくはトに該当するものの設計又は製造に必要な技術
* 二  
  第十一条に該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術
* 三  
  エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の一二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第一号の二、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

##### ３

外為令別表の十二の項（三）の経済産業省令で定める技術は、水中ノイズを減少させるために設計したプロペラの設計、製造又は使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術とする。

#### 第二十五条

外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第十二条第一号ロ、第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 一の二  
  第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第十二条第十一号ロに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 三  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  第十二条に該当するもの（第二号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム
* 五  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第三項第三号に該当する技術（プログラムを除く。）を組み込んだプログラムであって、第十二条に該当する貨物のためのフルオーソリティーデジタルエンジン制御システムに使用されるもの
* 二  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  プログラムであって、次のいずれかに該当するもの
* 四  
  前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
* 五  
  第十二条第四号ホ又は同条第四号の三に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム

##### ３

外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第十九号までのいずれかに該当するガスタービンエンジン又はその部分品の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）
* 二  
  ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム
* 三  
  ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御システムの設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム
* 四  
  ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

##### ４

外為令別表の一三の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラムとする。

* 一  
  風洞用の模型であって、流れの状態に影響を与えない形のセンサーを用いたもののうち、センサーからデータ収集装置にデータを送信できるものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  複合材料を用いたプロペラブレード又はプロップファンであって、マッハ数が〇・五五を超える速度において二、〇〇〇キロワットを超える負荷を吸収することができるものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  ヘリコプター又はチルトローター若しくはチルトウィングを用いた航空機の動力伝達装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 四  
  ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ５

外為令別表の一三の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラムとする。

* 一  
  車両用の往復動ディーゼルエンジンであって、次のイからハまでのすべてに該当するものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）
* 二  
  高出力ディーゼルエンジン（定格回転数が一分につき二、三〇〇回以上であって、かつ、回転数が一分につき二、三〇〇回の時の正味平均有効圧力が一・八メガパスカル以上のディーゼルエンジンをいう。以下この条において同じ。）の部分品の製造に必要な技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
* 三  
  ピストンのトップリングの上死点位置において計測したシリンダーの壁面温度が四五〇度を超える高出力ディーゼルエンジンであって、シリンダー壁面に固体、気相又は液体の潤滑剤を用いたものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

#### 第二十六条

外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第十三条に該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第十三条に該当するものを設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  技術であって、当該技術を用いることによって、ある貨物が第十三条第八項に該当する貨物の有する機能を発揮できるように特に設計したもの

#### 第二十七条

外為令別表の一五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  第十四条第一号から第三号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  第十四条第六号又は第七号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 三  
  第十四条第五号又は第五号の二に該当するものの設計又は製造に必要な技術
* 四  
  第十四条第九号又は第十号に該当するものの設計又は製造に必要な技術
* 五  
  第三号に該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 六  
  第十四条第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製造に必要な技術
* 七  
  前号に該当するプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

##### ２

外為令別表の一五の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術とする。

* 一  
  えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの実時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したもの
* 二  
  えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの実時間処理を行うためのソースコード
* 三  
  海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの実時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したもの
* 四  
  海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの実時間処理を行うためのソースコード
* 五  
  次のイ及びロに該当するもの（ソースコードを含む。）

##### ３

外為令別表の一五の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラムとする。

* 一  
  慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによって、これらの装置を第十条第三号に該当するようにすることができるように設計したプログラム
* 二  
  船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによって、これらの装置を第十条第三号に該当するようにすることができるプログラム（ソースコードのものに限る。）

##### ４

外為令別表の一五の項（五）の経済産業省令で定める技術は、ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置に用いることによって、その装置を第十条第四号に該当するようにすることができるように設計したプログラムとする。

##### ５

外為令別表の一五の項（五の二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  水中ソナー航法装置に用いることによって、その装置を第十条第七号に該当するようにすることができるように設計したプログラム
* 二  
  船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、水中ソナー航法装置に用いることによって、その装置を第十条第七号に該当するようにすることができるプログラム（ソースコードのものに限る。）

##### ６

外為令別表の一五の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
* 二  
  前号に該当する技術の設計に必要なプログラム

#### 第二十八条

外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

# 附　則

この省令は、平成三年十一月十四日から施行する。

# 附則（平成四年三月二七日通商産業省令第一二号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附則（平成四年一二月九日通商産業省令第八五号）

##### １

この省令は、平成四年十二月三十一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成五年六月一八日通商産業省令第三〇号）

この省令は、平成五年七月十六日から施行する。  
ただし、第三条及び第十六条第二項の改正規定は、平成五年七月一日から施行する。

# 附則（平成五年一二月一日通商産業省令第八五号）

##### １

この省令中第一条の規定は、公布の日から、第二条の規定は、平成五年十二月二十二日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年一月二八日通商産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月一四日通商産業省令第一〇号）

##### １

この省令は、平成六年三月二十八日から施行する。  
ただし、第二条の改正規定、第七条の改正規定（同条第三号ニ中「次のいずれかに該当するもの」を「計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき二六〇メガ演算を超えるもの」に改め、（一）及び（二）を削る部分を除く。）及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年六月二四日通商産業省令第四九号）

##### １

この省令は、平成六年七月六日から施行する。  
ただし、第七条の改正規定（同条第五号及び第六号を削る部分に限る。）及び第二十条の改正規定（同条第一項第五号から第九号までを削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成七年二月二七日通商産業省令第二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成七年五月一〇日通商産業省令第四三号）

##### １

この省令は、平成七年五月二十二日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成七年八月九日通商産業省令第六六号）

##### １

この省令は、平成七年八月二十三日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成七年一二月二〇日通商産業省令第一〇六号）

##### １

この省令は、平成八年一月三日から施行する。  
ただし、第一条の改正規定、第二条の二の改正規定（同条第一項第一号及び第二号中「生ワクチンの成分であるもの」を「ワクチン」に改め、同項第三号中「毒素」の下に「（免疫毒素を除く。）」を加える部分に限る。）、第五条の改正規定、第十五条の改正規定及び第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成八年三月二八日通商産業省令第一八号）

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

# 附則（平成八年八月二八日通商産業省令第六〇号）

##### １

この省令は、平成八年九月十三日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成九年四月三日通商産業省令第六五号）

この省令は、平成九年四月二十九日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月一二日通商産業省令第九号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月二五日通商産業省令第一三号）

##### １

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一〇年八月二六日通商産業省令第七八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一〇年一一月五日通商産業省令第八三号）

この省令は、平成十年十一月十二日から施行する。

# 附則（平成一一年六月一八日通商産業省令第六四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条の改正規定、第四条第九号の改正規定、第五条第七号の改正規定、第六条第十七号イ及びヘの改正規定、第九条第十号ロの改正規定、第十四条の二第二号の改正規定、第十九条第三項及び第五項の改正規定、第二十一条第一項第十号の二、第十一号の二、第十三号及び第十五号並びに同条第二項第四号、第四号の二及び第十一号の改正規定、別表第三の改正規定  
    
    
  平成十一年七月二日
* 二  
  第二条第一項の改正規定及び第十四条の二第五十一号の二から第五十一号の四までの追加規定  
    
    
  平成十一年七月十八日

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年六月二三日通商産業省令第一一五号）

##### １

この省令は、平成十二年七月七日から施行する。  
ただし、第一条第八号、第九号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十四号イ及びハ、第二十七号及び第三十三号の改正規定、同条第三十四号の改正規定（同号イ（一）及びロ（一）中「七五ミリメートル以上の」を「七五ミリメートルを超える」に改める部分に限る。）、同条第三十五号、第三十六号、第三十八号、第四十号、第四十四号並びに第五十七号、第三条第七号ホ、第十六号イ及びト、第二十号並びに第二十二号の改正規定、第六条第一号の改正規定（同号ハ（三）中「並列プロセッサ」を「並列プロセッサ用に設計したもの」に改める部分を除く。）、同条第二号ロ、第四号及び第八号、第七条、第八条、第九条第一号イ、第十二条、第十三条第五項、第十四条第五号並びに第六号イ及びニ、第十四条の二第七十四号、第十九条、第二十条並びに第二十一条の改正規定並びに第二十五条の改正規定（同条第三項第二号中ヌを削り、ルをヌとし、ヲをルとする部分に限る。）は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二六五号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二七日通商産業省令第四〇八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一三年五月一六日経済産業省令第一六三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条第十号ロ、第二条の二、第四条、第五条第二号ロ、第八号及び第十号、第六条第二号、第五号、第十七号及び第十八号の改正規定、第九条第八号の改正規定（同号ロ（六）中「組み込んだもの」を「組み込んだビデオカメラ」に改める部分を除く。）、第十条、第二十一条第二項第三号の二ニ及び別表第三の備考の第十六号の改正規定は、平成十三年五月三十日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一三年一二月二八日経済産業省令第二四七号）

##### １

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一四年六月一四日経済産業省令第八五号）

##### １

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一四年一〇月二一日経済産業省令第一〇八号）

##### １

この省令は、平成十四年十一月一日から施行する。  
ただし、第二条の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一五年四月一日経済産業省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月二四日経済産業省令第一五九号）

##### １

この省令は、平成十六年一月二十日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一六年一一月一〇日経済産業省令第一〇四号）

##### １

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年一二月二日経済産業省令第一一六号）

##### １

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一八年一一月一七日経済産業省令第九七号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二六日経済産業省令第二一号）

##### １

この省令は、平成二十年五月十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年八月二七日経済産業省令第五五号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

# 附則（平成二一年八月二八日経済産業省令第四六号）

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

# 附則（平成二二年三月五日経済産業省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二三年五月一八日経済産業省令第二六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二四年七月一九日経済産業省令第五六号）

##### １

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二五年九月二七日経済産業省令第五一号）

##### １

この省令は、平成二十五年十月十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二六年八月一四日経済産業省令第四一号）

##### １

この省令は、平成二十六年九月十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年八月一一日経済産業省令第六〇号）

##### １

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二八年一一月一八日経済産業省令第一〇七号）

##### １

この省令は、平成二十九年一月七日から施行する。  
ただし、第一条中輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第五条第二号及び第十八条の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

##### ２

この省令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二九年一二月六日経済産業省令第八七号）

##### １

この省令は、平成三十年一月二十二日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成三〇年一一月一六日経済産業省令第六三号）

##### １

この省令は、平成三十一年一月九日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和元年一一月二八日経済産業省令第四四号）

##### １

この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（令和二年一月一四日経済産業省令第二号）

この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

# 附則（令和二年二月五日経済産業省令第七号）

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月五日）から施行する。

# 附則（令和二年七月一日経済産業省令第六二号）

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年一二月一〇日経済産業省令第八六号）

##### １

この省令は、令和三年一月二十七日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

* 一  
  コーティング方法には、初期コーティングに加え、補修コーティング及び再生コーティングを含む。
* 二  
  合金アルミニウム化合物コーティングには、アルミニウム化合物のコーティングに先行してある種の元素を単一若しくは複数工程によりコーティングすることを含む。  
  ただし、合金アルミニウム化合物を得るために、粉末状のコーティング材料を基材とともに容器に封入し、七五七度以上の温度で加熱して、基材の表面に定着させる方法を複数使用することは、合金アルミニウム化合物コーティングに含まれない。
* 三  
  貴金属を用いたアルミニウム化合物コーティングには、アルミニウム化合物のコーティングに先行して貴金属を複数の工程でコーティングすることを含む。
* 四  
  混合物とは、含浸材料、傾斜組成物質、共被覆体又は多層被覆体を含むものであって、この表に規定されるコーティング方法により得られるものをいう。
* 五  
  クロムアルミニウム合金コーティングとは、コバルト、鉄、ニッケル又はこれらの組合せを含み、かつ、ハフニウム、イットリウム、けい素、タンタル又は〇・〇一重量パーセントを超える他の添加物を種々の比率、組合せにより含むものをいう。  
  ただし、次のイからハまでのいずれかに該当するコーティングを除く。
* 六  
  アルミニウム合金基材とは、温度二〇度で測定した引張強さが一九〇メガパスカル以上のものをいう。
* 七  
  耐食性を有する合金鋼基材とは、米国鉄鋼学会規格三〇〇番台又はこれと同等規格の鋼をいう。
* 七の二  
  耐火性を有する金属又はこれらの合金には、ニオブ、モリブデン、タングステン若しくはタンタル又はこれらの合金を含む。
* 八  
  センサー窓材とは、アルミナ、けい素、ゲルマニウム、硫化亜鉛、セレン化亜鉛、砒ひ  
  化ガリウム、ダイヤモンド、りん化ガリウム若しくはサファイヤ又は金属ハロゲン化物のうちふっ化ジルコニウム若しくはふっ化ハフニウムからなるもののうち直径が四〇ミリメートルを超えるものをいう。
* 九  
  粉末状のコーティング材料を基材とともに容器に封入し、七五七度以上の温度で加熱して、基材の表面に定着させる方法には、中空でない翼に対する単段階の当該コーティング方法は含まない。
* 十  
  重合体とは、ポリイミド、ポリエステル、ポリスルファイド、ポリカーボネート又はポリウレタンをいう。
* 十一  
  改良ジルコニアとは、酸化カルシウム、酸化マグネシウム、酸化イットリウム、酸化ハフニウム、希土類酸化物その他の金属酸化物をジルコニアに添加することによって、結晶学的な構造と相の組成を安定化させたものをいう。  
  ただし、酸化カルシウム又は酸化マグネシウムによって改良されたジルコニアによる熱遮へいコーティングを除く。
* 十二  
  チタン合金基材とは、温度二〇度で測定した引張強さが九〇〇メガパスカル以上の航空宇宙用の合金をいう。
* 十三  
  低熱膨張ガラス基材とは、温度二〇度で測定した熱膨張率が〇・〇〇〇〇〇〇一以下のガラスをいう。
* 十四  
  誘電体膜とは、四層を超える誘電体の膜又は誘電体と金属の複合材料の膜をいう。
* 十五  
  炭化タングステン合金基材には、炭化タングステン及びコバルト若しくはニッケルからなる合金、炭化チタン及びコバルト若しくはニッケルからなる合金、炭化クロム及びニッケルクロム合金からなる合金又は炭化クロム及びニッケルからなる合金の切削工具や塑性加工工具の材料を含まない。
* 十六  
  非晶質ダイヤモンド状炭素膜のコーティングには、磁気ディスク駆動機構、磁気ヘッド、使い捨て容器の製造に用いられる装置、水道栓、スピーカーに用いられる振動板、自動車に用いられるエンジンの部分品、切削工具、切断若しくは成型用金型、事務機器、マイクロホン、医療機器又はベリリウムの含有率が五パーセント未満の合金で作られた樹脂成型用の金型に対して行うものを含まない。
* 十七  
  炭化けい素基材には、切削及び塑性加工工具の材料を含まない。
* 十八  
  セラミック基材には、五重量パーセント以上のクレー又はセメント（これらの化合物を含む。）を含むセラミック材料を含まない。